

入湯税の使途状況（令和5年度決算）

福智町総務課財政係

入湯税決算額 17,306 千円

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和5年度の入湯税の使途状況は下記のとおりです。

（単位：千円）

充当事業区分	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	入湯税	その他
観光の振興	19,602				17,306	2,296